

# マイナンバー制度が

## 始まります

平成27年10月にマイナンバーの通知カードが送付され、平成28年1月から税・社会保障分野などの行政手続きでマイナンバーの利用が始まります。今回の特集では、マイナンバー制度の概要やメリットなどを紹介します。

平成28年1月から特定の手続きでマイナンバーが必要です

1 平成27年10月にマイナンバーの通知カードが送付されます

マイナンバー（個人番号）とは、市民のみなさん一人ひとりに与えられる12桁の番号です。

このマイナンバーと基本4情報（住所、氏名、性別、生年月日）が記載された通知カードが、平成27年10月から

順次、住民票の住所あてに送付されます。



通知カード	
個人番号	123456789012
氏名	●●●●
住所	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲
生年月日	■年■月■日
性別	◆

通知カード（イメージ）

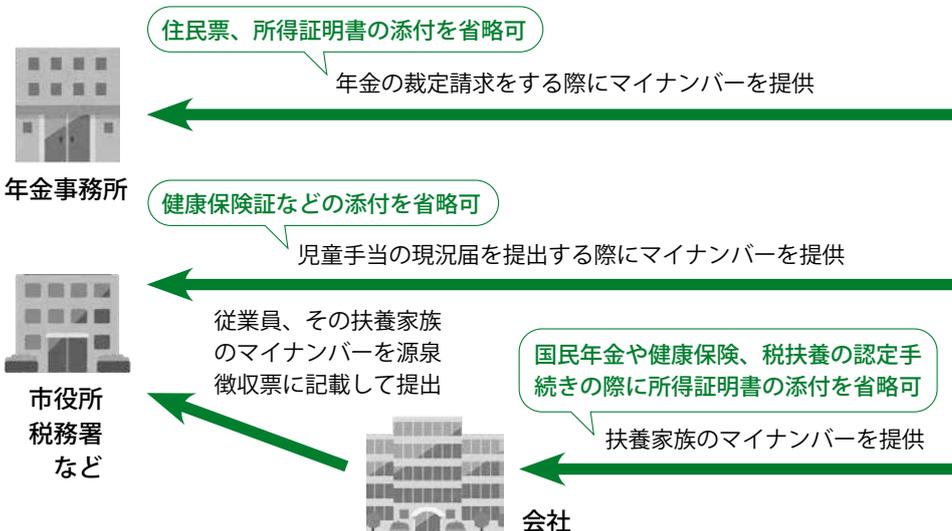
## 3

税・社会保障などの手続きが簡単になります

平成28年1月以降、税・社会保障などの特定の手続き（下図参照）において、マイナンバーの提供が必要となります。通知カードが届いたら、大切に保管してください。

これまで、社会保障関係の給付申請を市民のみなさんが行う際などには、住民票や所得証明書などの添付書類を提出する必要がありました。平成29年7月以降、マイナンバーを利用した情報連携が行政機関で可能となるため、原則、添付書類の提出を省略できます。また、各行政機関での効率的な本人確認や情報連携により、給付金の不正受給などを防ぐことができます。

### ■マイナンバーの手続き例





4

マイナンバーと本人証明には「マイナンバーカード」をおすすめします

マイナンバーカードとは、住所氏名、性別、生年月日、マイナンバーのほか、顔写真が記載されたカードです。カード1枚で本人確認とマイナンバーの確認が可能で、運転免許証に代わる本人証明として利用可能です。マイナンバーと本人証明には、マイナンバーカードのご利用をおすすめします。

なお、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax(国税電子申告・納税システム)などの各種電子申請も可能です。

マイナンバーカードは、交付申請をした方に対して、平成28年1月以降に交付します(無料)。交付申請については、今後本紙などでお知らせする予定です。



マイナンバーカード (イメージ)

マイナンバー Q&A 個人情報は大丈夫?

**Q** マイナンバーは、人に教えてもいいの?  
**A** マイナンバーは個人情報なので、税・社会保障などの手続きのために行政機関などに提供する場合を除き、むやみに他人に提供しないでください。

**Q** 通知カード、マイナンバーカードを紛失したらどうすればいいの?  
**A** マイナンバーの悪用を防ぐため、市役所およびマイナンバー管理機関に届出ていただく必要があります。

**Q** マイナンバーは勝手に使われないの?  
**A** マイナンバーだけでは各種手続きに利用することはできません。マイナンバーカードか通知カード(通知カードの場合は、他の身分証明書の提示が必要)の提示による本人確認が徹底されるため、マイナンバーの無断使用はできません。

**Q** 情報連携が始まると個人情報が簡単に見られてしまうの?  
**A** 行政機関では、手続きに必要な情報のみ照会可能となっています。また、インターネットを用いて、市民のみなさん一人ひとりが、どの機関がどこから何の情報を取得したか確認できるようになります。



マイナンバー  
 広報用ロゴマーク  
 「マイナちゃん」

マイナンバー制度についてのご質問は  
 国のマイナンバーコールセンターへ (☎ 0570・20・0178)  
 豊橋市への問い合わせ  
 行政課 (☎ 51・2027 <http://www.city.toyohashi.lg.jp/16962.htm>)  
 ※通知カード・マイナンバーカードについては市民課 (☎ 51・2265)